

精神科一般病棟の入院患者に対する 呼吸管理義務違反が認められた事例 (神戸地裁令和5年8月4日判決)

松本・山下綜合法律事務所 弁護士 山口 祐輔

1 事案の概要 (裁判所が認定した事実関係)

A (40代男性) は、平成29年2月15日、悪性症候群と考えられる所見がみられたため、被告が設置する病院に入院しましたが、入院中の同年5月31日に死亡しました。

Aは10代のころに統合失調症を発症し、被告病院への入退院を繰り返し、本件入院は被告病院への17回目の入院でした。

・本件入院後の経過は次のとおりです。

5月29日 37.8°Cの発熱、CK値上昇、生体モニター装着。
被告病院の医師は統合失調症のカタトニアで悪性症候群のリスクが高い状態と判断。

30日 体温38.2°Cに上昇。舌根沈下を確認。

31日 体温38.4°Cに上昇。午前10時頃に胃管チューブ留置。

午後2時過ぎ、被告病院の看護師2名が清拭を開始。

午後2時20分までの間に呼吸停止。午後4時20分、死亡。

・Aの母であり法定相続人である原告は、被告病院スタッフには、Aの入院中の呼吸管理を適切に行うべき注意義務の違反等の過失があったと主張し、被告に対し、損害賠償請求訴訟を提起しました。

2 裁判所の判断

裁判所は、以下のとおり指摘して、被告病院スタッフには、呼吸管理等義務違反の過失があると判断し、原告の請求を一部認容しました。

① 被告病院スタッフには、舌根沈下が確認された5月30日以降、そうでなくとも遅くとも5月31日に入った時点で、訪室時に呼吸数やSpO2値を観察する、あるいは、生体モニターの数値を頻繁に確認するなどして、呼吸状態を含むAの全身状態をより厳格に監視し、異常が確認された場合には、直ちに処置を行うべき義務があった。

② 5月31日の日勤担当であったM看護師が、当日の看護に当たって注意していた事項は、血栓を生じさせないとの観点からの下肢の状態、内服の可否及び体温のみであって、呼吸状態については、息苦しそうではないかに注意を払うという程度のものに止まっており、客観的には、Aの全身状態を厳格に観察、管理するという意識を欠くものであった。

③ M看護師らは、清拭開始時及び清拭の途中で原告からAの呼吸状態について指摘された際に、Aの呼吸数、SpO2値を測定して呼吸状態を確認すべきであったにもかかわらず、ギャッチアップ後に胸郭挙上を確認したのみで、異常がないものと速断し、Aの全身状態の異常に気づくことなく作業を継続したものであり、被告病院スタッフには過失が認められる。

3 コメント

原告は、5月29日以降は、常時、呼吸数とSpO2値を監視すべき義務があったと主張しました。これに対し、被告は、本件入院がICUではなく一般病棟であったことから常時監視義務までは負わないと反論しました。裁判所は、常時監視義務という言葉は避けつつも、舌根沈下が確認された5月30日以降は、呼吸状態を含むAの全身状態をより厳格に監視すべき義務があったと判断しました。

このように本裁判例では患者の全身状態に応じて監視義務の程度を判断しており、一般病棟であるから義務が軽減されるとは考えませんでした。また、呼吸数やサチュレーションの計測は容易であるということも判断に影響を与えたのかも知れません。



松本・山下綜合法律事務所

私達の事務所は、医療事件だけでなくその他の案件 (相続、離婚、債務整理、刑事事件等) も取り扱っています。医療の現場は専門知識があるかないとは全く違いますが、法的な場面でもそうです。何か行動する前にちょっと相談するだけで違うことがあります。気軽にご相談ください。

千葉市中央区中央三丁目3番8号
日進センタービル7階
電話 043-225-5242

